

## (資料 3 7) 高度技能専門員制度の概要

### 1. 制度の趣旨

国立環境研究所において、高度な技能を有する専門要員を確保するため、平成14年11月に制度化。

### 2. 「高度技能専門員」とは

高度の技術又は専門的な能力を有する者であって、その能力及び経験を活かし研究所の業務を遂行する。

### 3. 高度技能専門員の採用条件等

- i. 採用は、公募により行う。
- ii. 任用期間は、採用日の属する年度とするが、業務計画及び勤務状況等に応じ、更新することができる。
- iii. 就業条件は、国立環境研究所契約職員就業規則に定めるところによる。

### 4. 高度技能専門員の状況

平成14年度	1人
平成15年度	1人
平成16年度	2人
平成17年度	3人
平成18年度	15人
平成19年度	31人
平成20年度	89人
平成21年度	102人

※ 高度技能専門員は、情報・管理部門（事務部門）において高度な技能を有する専門要員を確保するため、平成14年11月に制度化した。

平成18年度から、研究部門における高度な技能を有する業務も雇用の対象とした。

これは、総人件費削減の中、増大する研究ニーズに答えるために、モニタリング、観測データの処理や実験生物の飼育などの業務を高度技能専門員に行わせたことによるもの。